

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年2月19日(2015.2.19)

【公開番号】特開2013-192187(P2013-192187A)

【公開日】平成25年9月26日(2013.9.26)

【年通号数】公開・登録公報2013-052

【出願番号】特願2012-58878(P2012-58878)

【国際特許分類】

H 04 N 5/225 (2006.01)

G 03 B 17/02 (2006.01)

G 03 B 17/38 (2006.01)

【F I】

H 04 N 5/225 Z

G 03 B 17/02 Z

G 03 B 17/38 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年12月22日(2014.12.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

以上の課題を解決するため、本発明は、

撮影レンズを有する第1ブロックと、

前記第1ブロックに回転可能に結合され、表示部を有する第2ブロックと、

前記第1ブロック及び第2ブロックを部分的に覆い、且つ前記第1ブロックに回転可能に結合される第3ブロックと、を備える筐体構造であって、

前記第3ブロックにシャッターキーを設けたことを特徴とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

撮影レンズを有する第1ブロックと、

前記第1ブロックに回転可能に結合され、表示部を有する第2ブロックと、

前記第1ブロック及び第2ブロックを部分的に覆い、且つ前記第1ブロックに回転可能に結合される第3ブロックと、を備える筐体構造であって、

前記第3ブロックにシャッターキーを設けたことを特徴とする筐体構造。

【請求項2】

前記第2ブロックに前記シャッターキーを設けたことを特徴とする請求項1に記載の筐体構造。

【請求項3】

前記第2ブロックの前記表示部が配置されている面であって、当該表示部に隣接した位置に前記シャッターキーを設けるとともに、

前記第3ブロックの外周に前記シャッターキーを設けたことを特徴とする請求項2に記

載の筐体構造。

【請求項4】

前記第1ブロックと第3ブロックとを回転可能に結合するヒンジ軸に、前記第3ブロック外周の前記シャッターキーに電力を供給するための電気的接続部材を通したことを特徴とする請求項3に記載の筐体構造。

【請求項5】

前記電気的接続部材はリード線であることを特徴とする請求項4に記載の筐体構造。

【請求項6】

前記電気的接続部材はスプリングピンであることを特徴とする請求項4に記載の筐体構造。

【請求項7】

前記第3ブロック内に、前記シャッターキーと前記電気的接続部材とを電気的接続するフレキシブル基板を配置したことを特徴とする請求項4から6のいずれか一項に記載の筐体構造。

【請求項8】

前記第3ブロック内に金属フレームを設け、

前記第3ブロック外周の前記シャッターキーのグランド信号線を前記金属フレームに接続したことを特徴とする請求項4から7のいずれか一項に記載の筐体構造。

【請求項9】

前記第3ブロックの外周の両側に前記シャッターキーを設けるとともに、

前記表示部が縦の使用状態か横の使用状態かを検出する縦横センサを設け、

前記縦横センサによる前記表示部が、横の使用状態の検出時に前記両側のシャッターキーの一方のみを有効にして他方を無効にし、縦の使用状態の検出時に前記両側のシャッターキーの両方を有効にする制御回路を備えることを特徴とする請求項3から8のいずれか一項に記載の筐体構造。

【請求項10】

請求項1から9のいずれか一項に記載の筐体構造を備えることを特徴とする電子機器。